

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年2月28日提出
【発行者名】	農林中金バリューストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新分 敬人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル14階
【事務連絡者氏名】	長原 正樹
【電話番号】	03-3580-2050
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	農林中金＜パートナーズ＞おおぶねグローバル（長期厳選）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 100億円を上限とします。 (2)継続申込額 5兆円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

農林中金＜パートナーズ＞おおぶねグローバル（長期厳選）（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：100億円を上限とします。

継続申込期間：5兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は1.65%（税抜1.5%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

当初申込期間：2020年3月17日から2020年3月18日までとします。

継続申込期間：2020年3月19日から2021年6月15日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

農林中金バリューストメンツ株式会社

ホームページ アドレス <https://www.nvic.co.jp/>

電話番号 03-3580-2050（代表）

午前8時～午後4時 土、日、祝・休日は除きます。

（ 9 ） 【 払込期日 】

当初申込期間

- ・取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 10 ） 【 払込取扱場所 】

上記「（ 8 ） 申込取扱場所」に同じです。申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（ 11 ） 【 振替機関に関する事項 】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ 12 ） 【 その他 】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色



1 圧倒的な競争力を有する企業への長期厳選投資により投資信託財産の中長期的成長を目指すアクティブファンドです。



2 北米、欧州、日本の上場株式を主要投資対象とします。



3 海外および国内の深い企業調査を通じ、①付加価値の高い産業、②圧倒的な競争優位性、③長期的な潮流の3つの基準を満たす「構造的に強靱な企業[※]」を選定。確信度が高いと考えられる20～30銘柄を厳選し長期投資を行うことで、長期安定的なリターン獲得を目指します。



4 信託報酬については、2020年4月1日以降の委託会社の基準報酬を「ゼロ」とし、ハイ・ウォーターマーク方式によりハイ・ウォーターマーク超過部分の10%（税抜）を成功報酬として受領します[※]。



5 組入外貨建資産については、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。

※手数料体系の詳細は後述をご参照ください。

農林中金パリュースインベストメンツ(NVIC)について

- ✓ NVICは、農林中央金庫の子会社であり、「売る必要のない企業しか買わない」ことを運用哲学としています。
- ✓ よってNVICが追及するのは、日々の株価の変動ではなく、永続的な企業価値の増大です。
- ✓ NVICにとっての株式投資とは、「株券を売買してもうけることではなく、選りすぐった投資先の企業に長期的にお金を預け、その企業に着実に利益を積み上げてもらう」ことを意味します。
- ✓ NVICが助言するファンドは、これまで国内の金融機関や年金基金といった法人のお客さまを中心に提供してきましたが、2017年より、個人のお客さま向けの提供を開始しました。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■「おおぶねグローバル(長期厳選)」の内容と信託報酬について

「おおぶねグローバル(長期厳選)」について

- ✓ NVICが運用助言を行う「おおぶね」シリーズファンドは、株価ではなく企業価値に着目し、2007年より蓄積してきた独自ノウハウにより「持続的に企業価値を増大できる数少ない企業」を見極め、「長期投資」を行うファンドシリーズです。
- ✓ 「おおぶねグローバル(長期厳選)」は、NVICがこれまで選定してきた北米・欧州・日本の「構造的に強靱な企業」の中から、確信度が高いと考えられる20～30銘柄を厳選し長期投資を行うことで、長期安定的なリターン獲得を目指すファンドです。

信託報酬(委託会社基準報酬ゼロ)について

- ✓ 運用の良し悪しにかかわらず委託会社が一定の手数料を基準報酬として受領する慣行とは異なり、当ファンドにおいては、委託会社向け基準報酬をゼロとすることと致しました。当ファンド委託会社であるNVICは、ハイ・ウォーターマーク方式により、ハイ・ウォーターマーク超過部分の10%(税抜)を成功報酬として受領します*。

(委託会社基準報酬ゼロに込める想い)

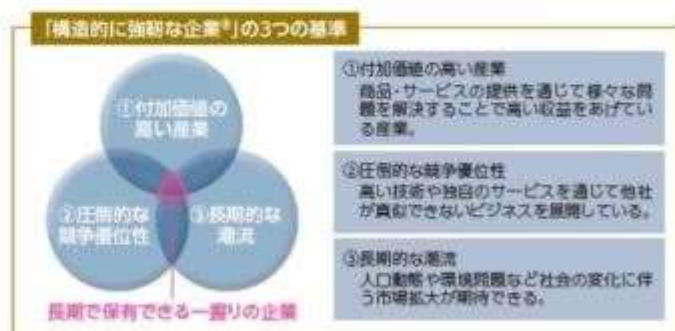
- ✓ NVICは「持続的に企業価値を増大できる強靱な企業に長期投資することが長期的なリターンをもたらす」という投資哲学の下、グローバルに「構造的に強靱な企業」を選択するノウハウを蓄積して参りました。その自信の裏付けとともに、長期で資産形成を目指す個人投資家の皆様と一緒に「おおぶね」に乗ることで順風満帆な航海も険しい荒波も共に分かち合いたいとの想いを込め、弊社が受領する基準報酬はゼロとする一方、ファンドリターンの一部を成功報酬として受領する枠組みとしたものです。

※手数料体系の詳細は後述をご参照ください。

投資プロセス

持続的に利益を生み出す強靱な企業

- ✓ NVICは、世界の先進国の上場企業の中から、持続的に利益を生み出し、企業価値を増大させる「構造的に強靱な企業」を3つの基準で選択し、長期投資を行っています。



世界の先進国企業のうち20～30社に厳選

- ✓ 当ファンドは、約2万社存在する世界の先進国上場企業の中から、グローバルな視点において構造的に強靱であると考えられる企業20～30社を厳選し、長期投資を行うことで、持続的に増大する企業価値の恩恵を享受することを目標とします。

先進国の上場企業
約2万社

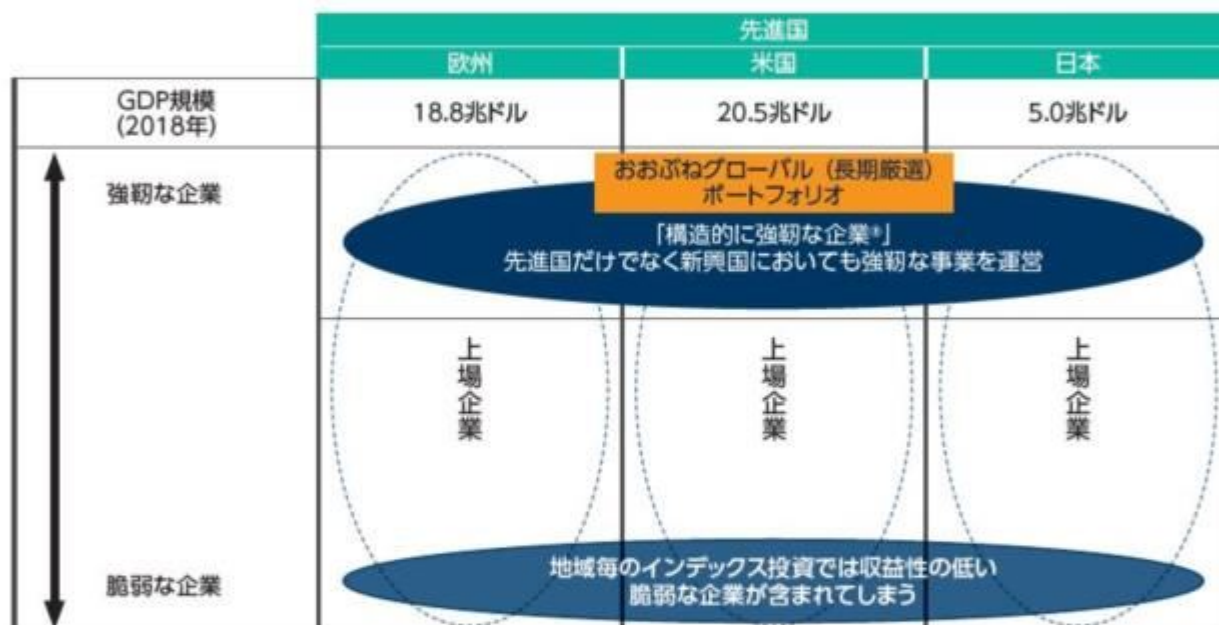
おおぶねグローバル
「構造的に強靱な企業」
20～30社

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

強靱なビジネスに国境は無い

- ✓ 財・サービスがボーダレスに移動する中で、母国のみで事業をすればいい時代は既に終わっているとNVICは考えます。
- ✓ 強靱な事業を営む企業は、「自然に儲かる仕組み」を持っており、それを世界中に展開することが可能です。
- ✓ そのような企業は、どの国に上場しているかにかかわらず、世界の成長を効率的に収益化することができます。
- ✓ 例えば、先進国のみならず、新興国においても高い競争力を持つ「ウォルト・ディズニー」*1に投資をするということは、経済成長が見込まれる新興国のテーマパーク産業や映画産業の成長を収益化することであるとNVICは考えています。
- ✓ 新興国の成長を収益化するために、新興国の企業に投資をする必要はないと考えます。
- ✓ 当ファンドは、上記のような、世界の「構造的に強靱な企業*1」のみに厳選して投資をすることで、世界の成長を収益化します。

※当ファンドが当銘柄に投資することを将来にわたって保証するものではありません。

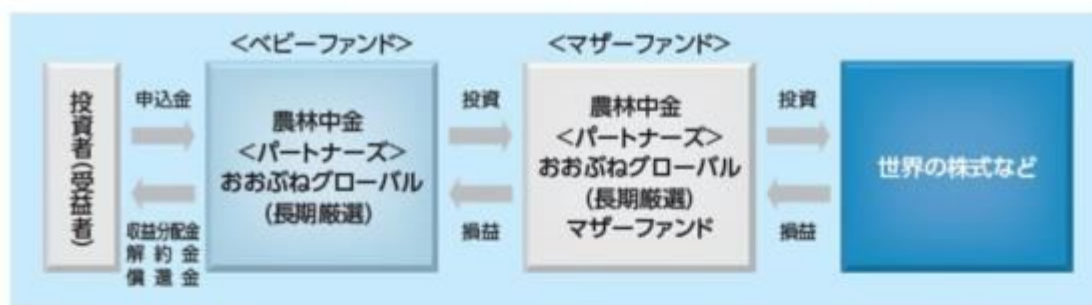


（出所）World Bankのデータより、農林中金バリューインベストメンツ作成

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。



主な投資制限

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

原則として、決算時(毎年3月15日(休業日の場合は翌営業日))に以下の方針に基づき収益の分配を決定します。

- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益(マザーファンドの投資信託財産に属する利子・配当収益のうち投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

- ・2兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

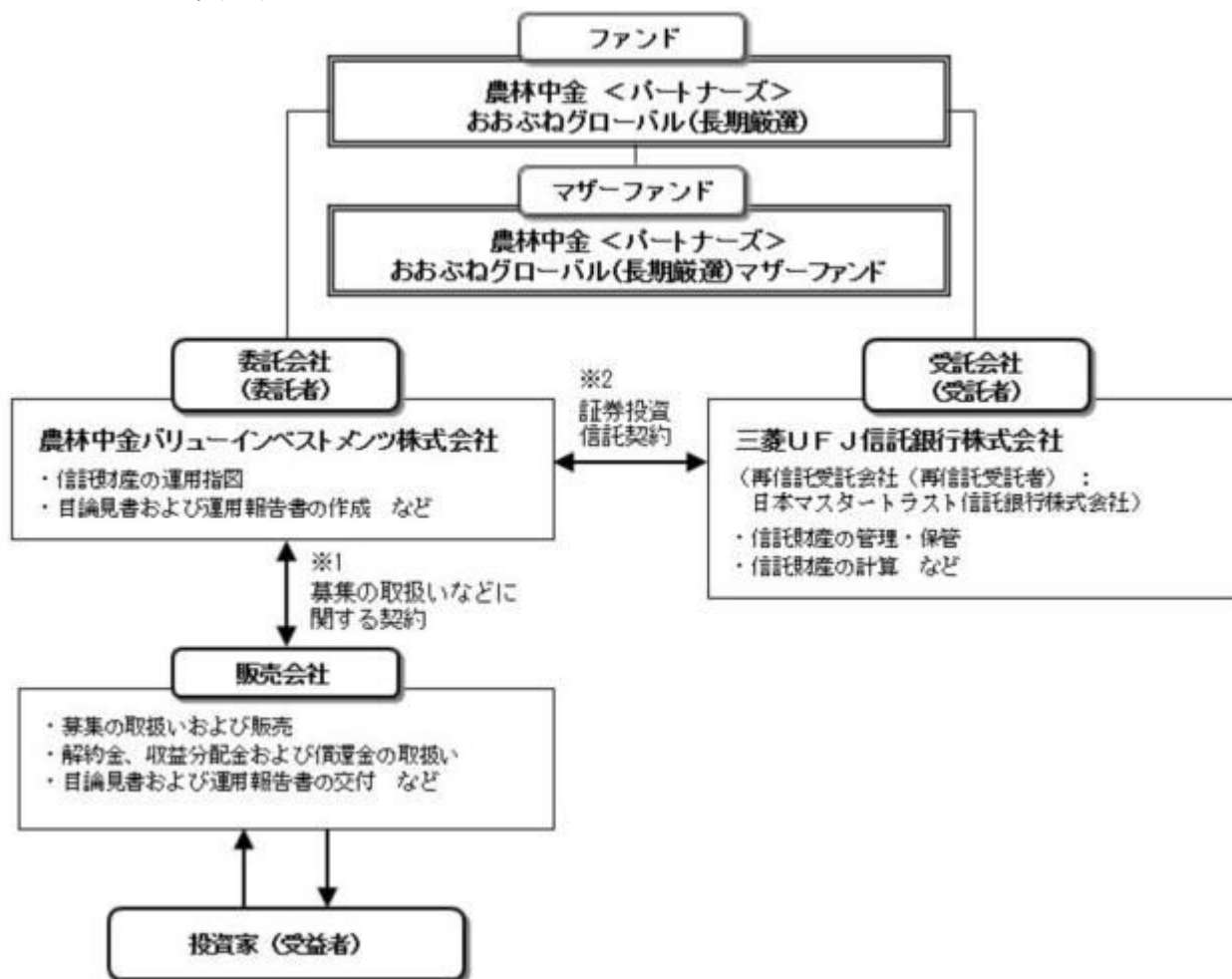
(2) 【ファンドの沿革】

2020年 3月19日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2019年11月末現在）

1）資本金

444百万円

2）沿革

2014年10月 2日 : 「農林中金バリュースイメンツ株式会社」設立

2014年11月17日 : 投資助言・代理業登録

2019年 3月29日 : 投資運用業登録

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目 1 3 番 2 号	11,200株	64.75%
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区内神田一丁目 1 番 1 2 号	4,800株	27.75%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として北米（米国、カナダ）、欧州（ドイツ、イタリア、フランス、スペイン、ベルギー、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、アイルラ

ンド、イギリス、スイス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー）、日本の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位に保ちます。

株式への実質投資割合（投資信託財産に属する株式の資産の時価総額と、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の総額に占める株式の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が、投資信託財産の総額に占める割合。）は、原則として投資信託財産総額の50%超を基本とします。ただし、株式市場の流動性やファンドの資産規模等の状況に応じて、ファンドの現金比率を高めることがあります。また、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。

国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

<農林中金<パートナーズ>おおぶねグローバル（長期厳選）>

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1）有価証券
- 2）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条に定めるものに限ります。）
- 3）金銭債権

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、農林中金バリュースインベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された農林中金<パートナーズ>おおぶねグローバル（長期厳選）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1）株券または新株引受権証書
- 2）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 3）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）または2）の証券または証書の性質を有するもの

なお、1）の証券または証書および3）の証券または証書のうち1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ。）により運用することを指図することができます。

- 1）預金
- 2）コール・ローン
- 3）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運

用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<農林中金＜パートナーズ＞おおぶねグローバル（長期厳選）マザーファンド>

北米、欧州、日本の株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1）有価証券
- 2）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条に定めるものに限ります。）
- 3）金銭債権

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1）株券または新株引受権証書
- 2）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 3）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）または2）の証券または証書の性質を有するもの

なお、1）の証券または証書および3）の証券または証書のうち1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ。）により運用することを指図することができます。

- 1）預金
- 2）コール・ローン
- 3）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とするマザーファンドの概要

<農林中金＜パートナーズ＞おおぶねグローバル（長期厳選）マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	北米、欧州、日本の株式を主要投資対象とします。

投資態度	この投資信託は、主として北米（米国、カナダ）、欧州（ドイツ、イタリア、フランス、スペイン、ベルギー、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、アイルランド、イギリス、スイス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー）、日本の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 運用にあたっては、徹底したボトムアップアプローチにより構造的に強靱な企業を見出し、当該企業の本源的価格を算出して妥当なバリュエーションレベルで長期集中投資を行います。 株式への投資割合は、原則として50%超を維持することを基本とします。ただし、株式市場の流動性やファンドの資産規模等の状況に応じて、ファンドの現金比率を高めることがあります。また、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。 組入外貨建資産については、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	農林中金バリュースインベストメンツ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

< 農林中金バリュースインベストメンツ株式会社（委託会社）における運用体制 >

< 意思決定機関 >

・取締役会

投資運用業を適正に行うために必要な人的構成および組織等の業務執行体制を整備する責務を負い、業務方

法書に定めた事項以外のもの投資運用業における重要な運用方針を決定します。

・ポートフォリオ運営会議

投資判断責任者、企業投資部長およびファンドマネージャーから構成され、投資適格対象銘柄、当該各銘柄への投資比率、キャッシュ比率からなるモデルポートフォリオを策定します。

・投資判断責任者

資産運用業務全般を統括するCIOが投資運用にかかる判断を行います。

<運用プロセス>

・投資方針策定

投資判断責任者は、四半期毎ないし必要に応じて都度、ポートフォリオ運営会議を開催し、マンデートのタイプ毎に、リターン、バリュエーション、投資企業の収益の源泉等を考慮してモデルポートフォリオを策定します。

・運用指図

投資判断責任者は、モデルポートフォリオに基づき、個別銘柄にかかる売買の別、数量等の取引内容を決定し、これを受けて企業投資部は、当該取引がガイドラインに沿った内容であるか確認したうえでトレーディング部に注文を行います。

・利益相反管理

運用財産相互間および運用財産と投資助言業務において助言を提供している運用財産との間の取引は原則禁止されますが、利益相反管理方針に定める顧客の保護に欠けるおそれがないと認められる場合はコンプライアンス統括部長が当該取引を承認します。

・取引執行

トレーディング部は、顧客の利益に資する適正な取引形態を選択することを目的として定めた最良執行方針に従い、取引の執行を行います。

<運用体制>

部署	人員
企業投資部	15名程度（うち 投資判断に携わる者 1名）
トレーディング部	5名程度

企業投資部は、投資信託委託業における投資判断及び運用指図、上記各業務に付随する業務を行います。

上記体制は2019年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益（マザーファンドの投資信託財産に属する利子・配当収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

<農林中金<パートナーズ>おおぶねグローバル（長期厳選）>

- １）マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ２）株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ３）外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ４）デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ５）マザーファンド受益証券以外の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ６）デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ７）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ８）先物取引等の運用指図等
 - イ）委託者は、投資信託財産の価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 - ロ）委託者は、投資信託財産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - ハ）委託者は、投資信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ９）有価証券の貸付の指図および範囲
 - イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式を、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - ロ）イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ）委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 10）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 11）外国為替予約の指図および範囲
 - イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ロ）イ）の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当す

る為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

二) ロ) においてマザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の買予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替の売予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

12) 資金の借入れ

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) イ) の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

< 農林中金< パートナース > おおぶねグローバル（長期厳選）マザーファンド >

1) 株式への投資割合には、制限を設けません。

2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3) デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

4) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

5) 同一企業の発行済み株式の5%を超える投資は行いません。

6) 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

7) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

8) デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

10) 先物取引等の運用指図等

イ) 委託者は、投資信託財産の価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

ロ) 委託者は、投資信託財産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ハ) 委託者は、投資信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る

先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

11) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式を、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

13) 外国為替予約の指図および範囲

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ) イ) の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等（外国の有価証券等には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

組入る有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入る有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

為替変動リスクとカントリーリスク

外貨建資産については、当該通貨の円に対する為替変動の影響を受け、組入外貨資産について、当該通貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価格が下落する要因となり、損失が生じることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して基準価格が変動するリスクがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 1) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 2) 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

<農林中金バリューストメンツ株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制>

<運用リスク>

- ・企画総務部は、ポートフォリオ運営会議で決定されたモデルポートフォリオについて、流動性その他市場リスク管理の観点から所定の基準の範囲内にあるか確認し、必要に応じてポートフォリオ運営会議の開催とモデルポートフォリオの修正を求めます。
- ・また、運用するポートフォリオにおいて、各銘柄の投資比率と投資運用業務規程の定めに従い決定されたモデルポートフォリオとの間の乖離が許容される水準にあるか、運用財産およびパフォーマンスその他の事項に異常な動きがないか検証します。

<法定等遵守>

- ・コンプライアンス統括部は、利益相反管理、弊害防止措置、ガイドライン等の遵守状況について検証を行います。

<取締役会報告>

- ・企業投資部は、投資運用業における運用状況（運用財産の残高、パフォーマンス等）について、企画総務部は、取引の執行における投資運用業務規程の遵守状況とその検証結果について、四半期ごとに取締役会に報告します。

<リスク管理体制>

部署	人員
企画総務部	4名程度
コンプライアンス統括部	2名程度

上記体制は2019年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<留意事項>

1) 投資助言業務と投資運用業との利益相反取引

フロント部署である企業投資部においては、2019年5月17日より投資助言業務及び投資運用業の両業務に係る投資判断を行っておりますが、両業務において利益相反が生じないよう、コンプライアンス担当部署にてモニタリングを行っています。

2) 短期的な価格変動を利用した損益追求を目的とした運用の禁止

受託財産の中長期的な成長を目指した運用を行うとの運用基本方針に則り、弊社におきましては、金融商品の短期的な価格の変動を利用した利益の追求または損失の回避を目的とした有価証券またはデリバティブ取引にかかる運用は行いません。

(参考情報)

下記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドは2020年3月19日から運用を開始します。
したがって、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	41.9	34.1	37.2	9.3	16.4	19.3
最小値	—	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-17.4
平均値	—	8.1	9.0	5.5	2.1	1.8	1.0

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 2014年12月から2019年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。

※ 決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証をいたしません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の賠償について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、委託会社の照会先を通じて販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は1.65%（税抜1.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

＜委託会社の照会先＞

農林中金バリューインベストメンツ株式会社

ホームページ アドレス <https://www.nvic.co.jp/>

電話番号 03-3580-2050（代表）

午前8時～午後4時 土、日、祝・休日は除きます。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、次の１）および２）を合計した額とします。

１）基準報酬

計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

純資産総額の500億円未満の部分	年0.3300%（税抜0.300%）
純資産総額の500億円以上1,000億円未満の部分	年0.3025%（税抜0.275%）
純資産総額の1,000億円以上の部分	年0.2750%（税抜0.250%）

２）成功報酬

委託者は、計算期間を通じて毎営業日、ハイ・ウォーターマーク（以下、HWM）方式を用いた成功報酬額を受領します。

HWMは、成功報酬額を計上した場合における同日の基準価額（成功報酬額控除後、1万口当たり。

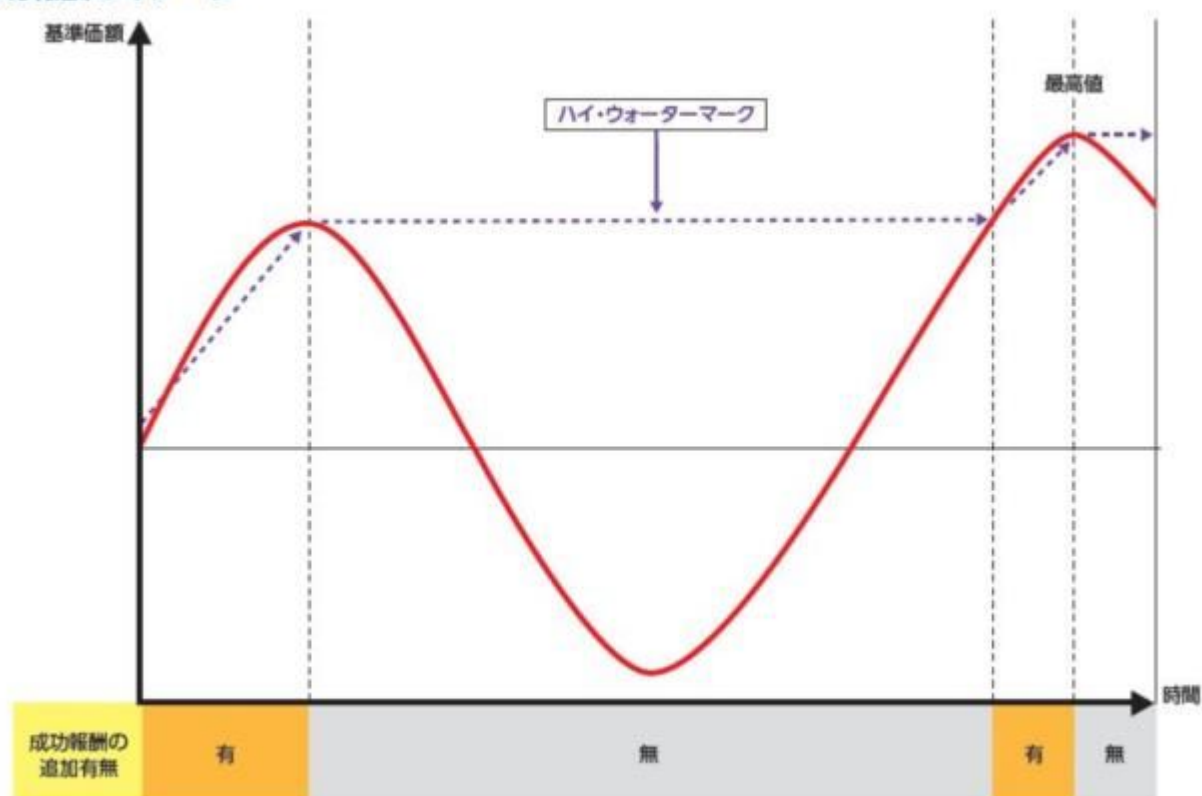
計算期間の末日の場合は収益分配金額を控除後）をもって更新され、翌営業日以降適用されます。

成功報酬額は、毎営業日に、当該営業日の基準価額（成功報酬控除前、1万口当たり。計算期間の末日の場合は収益分配金額を控除前）がHWMを超えた場合に、その超過額に10.0%（税抜）を乗じて得た額を1万で除した額に、当該営業日の受益権口数を乗じて得た額とします。成功報酬の算定の初回に用いるHWMは10,000円とします。

当該営業日の基準価額（成功報酬控除前、1万口当たり。計算期間の末日の場合は収益分配金額を控除前）がHWMを超えない場合、成功報酬は受領されず、HWMは更新されません。

また、ある営業日において発生し、基準価額から控除された成功報酬額は、その後基準価額が下落したとしても減額または払い戻されることはありません。

成功報酬のイメージ



上記の図はハイ・ウォーターマーク方式を用いた成功報酬額の受領について理解を深めるための概念図であり、当ファンドの将来の動向およびファンドの運用成果を示唆・保証するものではありません。

信託報酬の配分

1) 基準報酬

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

< 2020年3月31日まで >

純資産総額	基準報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分	年0.300%	年0.270%	年0.001%	年0.029%
500億円以上 1,000億円未満の部分	年0.275%	年0.245%	年0.001%	年0.029%
1,000億円以上の部分	年0.250%	年0.220%	年0.001%	年0.029%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

< 2020年4月1日以降 >

純資産総額	基準報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分	年0.300%	0%	年0.271%	年0.029%
500億円以上 1,000億円未満の部分	年0.275%	0%	年0.246%	年0.029%
1,000億円以上の部分	年0.250%	0%	年0.221%	年0.029%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価

受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
------	-------------------------

2) 成功報酬

成功報酬は全額を委託会社が収受します。

成功報酬は、委託した資金の運用の対価です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みますがこれらに限定されません）および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産に係る監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中より支弁します。

委託会社は投資信託財産の規模等を考慮し、上記 および の費用の一部を負担することおよび上限額を設定することができます。

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。

受益者が負担する手数料などの合計額やその計算方法については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方

が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

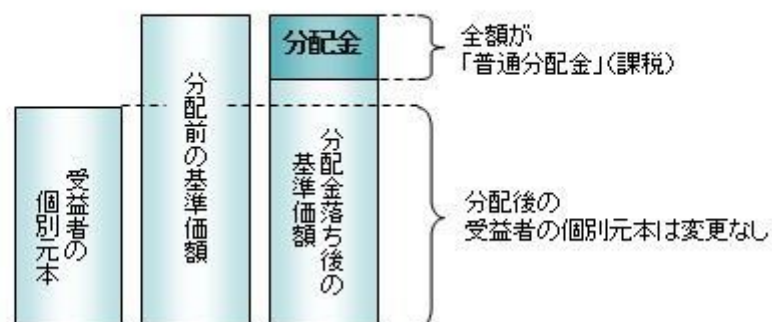
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

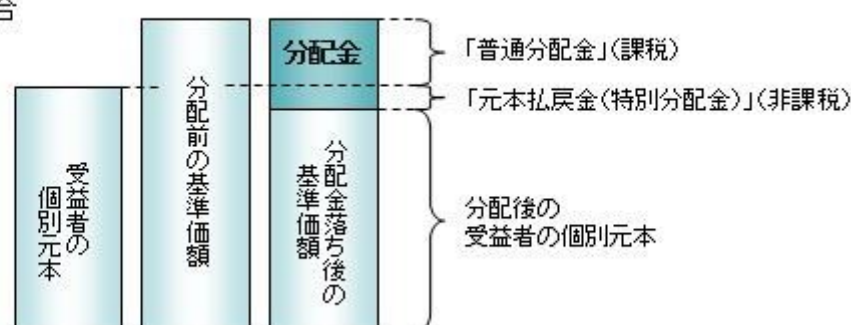
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2019年11月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧め

めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産総額の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※当ファンドには、ベンチマークがありません。

ファンドの運用実績は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

当初申込期間

当初申込期間の最終日（2020年3月18日）の販売会社が定める時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当初申込期間の受付分とします。

継続申込期間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（７）申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

（４）解約制限

大口解約には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

農林中金バリュースインベストメンツ株式会社

ホームページ アドレス <https://www.nvic.co.jp/>

電話番号 03-3580-2050（代表）

午前8時～午後4時 土、日、祝・休日は除きます。

（６）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基

準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

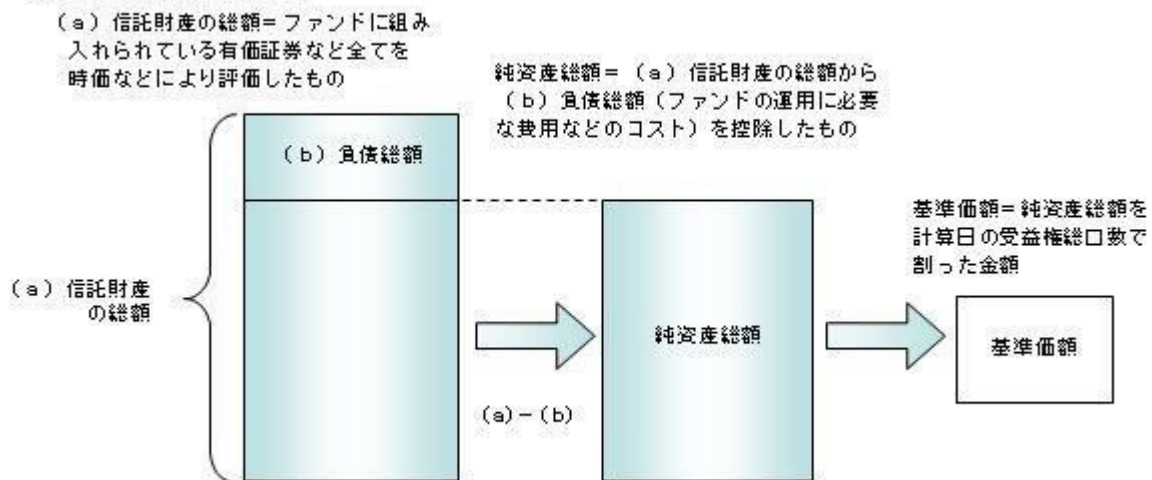
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

農林中金バリューインベストメンツ株式会社

ホームページ アドレス <https://www.nvic.co.jp/>

電話番号 03-3580-2050（代表）

午前8時～午後4時 土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2020年3月19日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年3月16日から翌年3月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

ただし、第1計算期間は2020年3月19日から2021年3月15日までとします。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

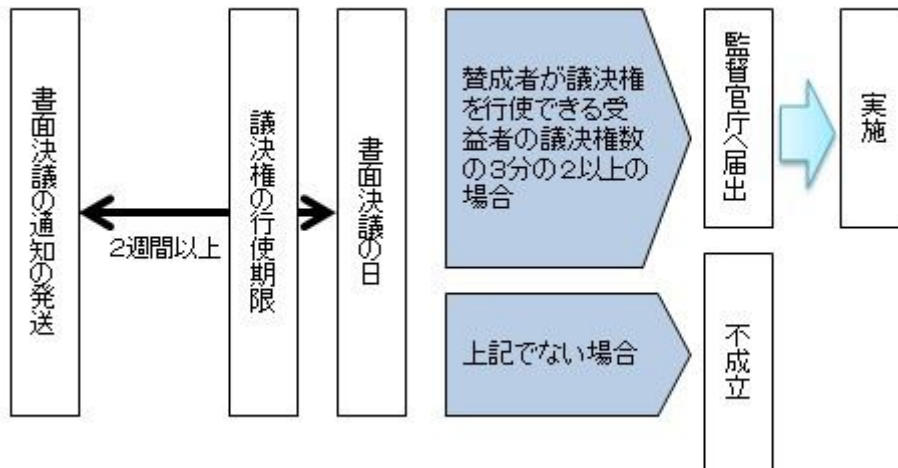
書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行

ないます。

- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.nvic.co.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.nvic.co.jp/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）ファンドの運用は、2020年3月19日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- （２）ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間毎に作成する有価証券報告書および計算期間の半期毎に作成する半期報告書に記載されます。
- （３）委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2019年11月末現在）

資本金の額	： 444百万円
発行可能株式総数	： 64,000株
発行済株式総数	： 17,297株
過去5年間ににおける主な資本金の増減	： 2016年10月3日に44百万円の増資

（2）会社の意思決定機関（2019年11月末現在）

委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

- ・定款に基づき、株主総会において3名以上の取締役が選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを行い、累積投票によらないものとします。
- ・取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとします。
- ・取締役会は、その決議をもって、取締役の中から代表取締役を選定し、代表取締役が2名以上ある場合は、各自会社を代表します。また、社長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができます。
- ・取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となります。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会規則において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。
- ・取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。また、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができます。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではありません。

投資運用の機構（投資運用の意思決定機構）

- ・取締役会は、投資運用業を適正に行うために必要な人的構成および組織等の業務執行体制を整備する責務を負い、業務方法書に定めた事項以外のもので投資運用業における重要な運用方針を決定します。
- ・ポートフォリオ運営会議は、投資判断責任者、企業投資部長およびファンドマネージャーから構成され、投資適格対象銘柄、当該各銘柄への投資比率、キャッシュ比率からなるモデルポートフォリオを策定します。
- ・投資判断責任者は、資産運用業務全般を統括するCIOが投資運用にかかる判断を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2019年11月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	1	10,676

合計	1	10,676
----	---	--------

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

該当事項はありません。

当社は2019年3月29日に投資運用業の登録を行い、今回新たに募集を開始するものであることから、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に定める独立監査人による監査は受けておりません。

（２）【損益計算書】

該当事項はありません。

当社は2019年3月29日に投資運用業の登録を行い、今回新たに募集を開始するものであることから、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に定める独立監査人による監査は受けておりません。

（３）【株主資本等変動計算書】

該当事項はありません。

当社は2019年3月29日に投資運用業の登録を行い、今回新たに募集を開始するものであることから、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に定める独立監査人による監査は受けておりません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

科 目		第6期中間会計期間 (2019年9月30日)	
		注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			1,388,793
前払費用			21,627
未収運用受託報酬			69,079
未収投資助言報酬			814,864
未収収益			1
その他			25,118
流動資産計			2,319,483
固定資産			
有形固定資産	1		27,445
建物		9,645	
建物附属設備		0	

器具及び備品		9,245	
リース資産		2,131	
建設仮勘定		6,422	
無形固定資産			42,462
ソフトウェア		30,507	
ソフトウェア仮勘定		11,663	
リース資産		291	
投資その他の資産			102,891
長期差入保証金		70,815	
繰延税金資産		32,076	
固定資産計			172,799
資産合計			2,492,283

科 目	注記 番号	第6期中間会計期間 (2019年9月30日)	
		金額 (千円)	
(負債の部)			
流動負債			
預り金			2,488
未払金			48,202
未払費用			71
未払法人税等			126,115
賞与引当金			42,734
短期リース債務			43
その他			25,967
流動負債計			245,622
負債合計			245,622
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			444,307
資本剰余金			
資本準備金		444,307	
資本剰余金計			444,307
利益剰余金			
その他利益剰余金		1,358,045	
繰越利益剰余金		1,358,045	
利益剰余金計			1,358,045
株主資本計			2,246,660
純資産合計			2,246,660
負債純資産合計			2,492,283

(2) 中間損益計算書

科 目	注記 番号	第6期中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	
		金額 (千円)	
営業収益			
運用受託報酬			63,962
投資助言報酬			721,974

営業収益計			785,936
営業費用			
支払手数料			32,552
広告宣伝費			98,857
調査費			33,548
調査費		3,000	
情報利用料		29,815	
新聞図書費		360	
その他の調査費		372	
営業雑経費			10,211
営業費用計			175,170
一般管理費			
給料			151,188
役員報酬		15,781	
給料・手当		94,632	
賞与		40,773	
法定福利費			18,447
福利厚生費			561
交際費			1,120
寄付金			1,500
旅費交通費			16,144
租税公課			10,618
不動産賃借料			16,170
退職給付費用			5,230
固定資産減価償却費	1		21,543
諸経費			12,816
業務委託費		9,587	
消耗品費		1,548	
その他		1,680	
一般管理費計			255,343
営業利益			355,421
営業外収益			
受取利息			9
その他			258
営業外収益計			268
営業外費用			
支払利息			107
営業外費用計			107
経常利益			355,582
税引前中間純利益			355,582
法人税、住民税及び事業税			117,535
法人等調整額			8,609
法人税等合計			108,925
中間純利益			246,656

(3) 中間株主資本等変動計算書

第6期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

項目	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本	
		資本	資本剰余金	その他 利益剰余金	利益剰余金		

		準備金	合計	繰越 利益剰余金	合計	合計	
当期首残高	444,307	444,307	444,307	1,967,850	1,967,850	2,856,465	2,856,465
当中間期変動額							
剰余金の配当				856,460	856,460	856,460	856,460
中間純利益				246,656	246,656	246,656	246,656
当中間期変動額合計	-	-	-	609,804	609,804	609,804	609,804
当中間期末残高	444,307	444,307	444,307	1,358,045	1,358,045	2,246,660	2,246,660

（重要な会計方針の注記）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年
その他	2～8年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第6期中間会計期間 (2019年9月30日)		
1	有形固定資産の減価償却累計額	80,990千円

（中間損益計算書に関する注記）

第6期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)		
1	減価償却実施額	
	有形固定資産	15,809千円
	無形固定資産	5,733千円

（中間株主資本等変動計算書に関する注記）

第6期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	17,297	-	-	17,297
合 計（株）	17,297	-	-	17,297

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	856,460	49,515	2019年3月31日	2019年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引に関する注記）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 主としてサーバ等のシステム機器であります。

無形固定資産 主として業務に使用するソフトウェアであります。

2. リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品に関する注記）

第6期中間会計期間（2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,388,793	1,388,793	-
(2) 未収投資助言報酬	814,864	814,864	-
資産計	2,203,657	2,203,657	-
(1) 未払法人税等	126,115	126,115	-
負債計	126,115	126,115	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは全て満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（有価証券に関する注記）

第6期中間会計期間（2019年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第6期中間会計期間（2019年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第6期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第6期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	中国(香港)	アメリカ合衆国	合計
324,619	411,009	50,306	785,936

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	157,567	投資運用業
MCP Asset Management Company Limited	411,009	投資運用業
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社	167,052	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第6期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第6期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第6期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第6期中間会計期間 (2019年9月30日)
1株当たり純資産額	129,887円31銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	2,246,660
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	2,246,660
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	17,297

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第6期中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	14,260円9銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	246,656
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	246,656
普通株式の期中平均株式数(株)	17,297

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2019年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 (2019年9月末現在)	事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第３【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ファンドの基本的性格など
 - 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
- 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
- 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
- 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
- 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
- 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
- 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
- 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 当初元本額についての記載。
 - 基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
 - 所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月29日

農林中金バリューストメンツ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充 洋 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金バリューストメンツ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金バリューストメンツ株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。